緊急事態宣言でお困りの方

活用しよう政府の「一時支援金」

法人

個人事業者

60万円

30万円

幅広い業種が対象です

2度目の緊急事態宣言に伴って、今年1月、2月、または3月の売上高が前年比50%以

上減少し、以下の要件のいずれかに当てはまる事業者

●緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業の影響を受けた事業者(時短営業した飲食店と

<支給額の計算方法>

前年又は前々年の対象期間の合計売上 - (前年同月比▲50%以上の月の事業収入×3カ月)=支給額

※計算例:前年1月の売上60万円、2月の売上40万円、3月の売上50万円 今年1月の 売上20万円の場合

60 万円+40 万円+50 万円-(20 万円×3)=90 万円→支給額=法人 60 万円、個人 30 万

Н

民商が申請をサポート

制度開始と同時に、民商が申請をサポートします。まずは相談の事前予約を!

自治体の給付金にも対応

自治体独自の給付金、協力金などの相談も、お気軽にお寄せください!

※民商は給付金の増額や対象の拡大など、中小業者支援策の充実を政府 に要望しています。 お近くの民商にご相談を